

## 地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会について

### 1 法的位置付け〔地方独立行政法人法第11条〕

- 設立団体(県)に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関(知事)の附属機関として、評価委員会を置く。
- 評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

### 2 委員会の業務

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価
- (2) その他この法律又は条例によりその権限に属せられた事項

### 3 委員会の構成等〔地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例〕

- (1) 委員数 5人以内(医療又は経営に関し学識経験のある者)
- (2) 臨時委員 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて若干名を置くことができる。
- (3) 委員長 委員の互選
- (4) 任期 2年(再任可)

### 4 委員会の公開〔山口県情報公開条例第21条〕

- 附属機関の会議は、原則公開する。
- 非公開とする理由
  - ・ 非開示情報(法令秘等情報、個人情報等)を審議する場合
  - ・ 公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合
- 会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関の長が当該附属機関に諮って行う。(事務処理要領)